



令和8年度
大分市文化・芸術活動推進補助金
POART 登録者応援事業
【募集要項】

受付期間：令和8年4月20日（月）～

※予算額に達し次第終了

事業実施期間：令和9年3月31日（水）まで

※事業実施の2週間前までに申請

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎5階）

提出方法：必要書類を直接持参

※受付時に内容をヒアリングさせていただきます。

（提出時間：平日8時30分～12時、13時～17時15分）

※申請関係書類は、大分市ホームページからダウンロードできます。

※本募集要項の内容を必ずご確認ください。

※申請時に実施予定事業について事業計画・収支計画等を伺います。



1 大分市文化・芸術活動推進補助金の目的

この事業は、自主的な文化・芸術活動のうち広く市民を対象とする事業について支援することにより、本市の文化・芸術活動推進に寄与することを目的に、事業費の一部を補助するものです。

2 POART 登録者応援事業とは

本市では、市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の充実を図るため、「アーティストバンク推進事業」に取り組んでおり、文化・芸術活動を行う団体や個人（アーティスト）とその発表の場所（スポット）のマッチングを促進する専用ウェブサイト「POART/ポート」(※) 運営しています。

今回、POART登録者の活動に対する事業費の一部を補助することにより、文化・芸術活動の裾野を広げていきます。

※POARTサイトURL：<https://poart-oita.com/>



3 補助対象者

下記のすべてに該当する場合に申請できます。

※1組あたり1申請まで

- ①POART登録アーティストであること
- ②申請事業の主催者もしくは主として申請事業の企画運営を行うものであること

【補助の対象とならない者】

- ・市税を滞納している者（団体の場合は代表者）※法人も対象となります
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 補助対象事業

POART登録スポットにて、POART登録アーティストが活動を行う次の事業が、補助の対象となります。

①公演事業

広く市民を対象とした音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの公演
※団体内部のみの発表会等は対象となりません。

②展覧会事業

広く市民を対象とした絵画、工芸、書道、写真などの展示
※団体内部のみの展示会は対象となりません。

③その他文化・芸術振興事業

上記以外の広く市民を対象としたワークショップ、講演会等、大分市の文化・芸術

の振興に寄与するものと認められる事業

【補助の対象とならない事業】

- ・ 広く一般に公開されないもの
- ・ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ・ 慈善活動その他の事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 他の補助金を交付されているもの、交付される予定のもの又は本市との共催で行われるもの
- ・ その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの
- ・ 主たる POART 登録アーティストの構成が、既申請事業と同等であると判断されるもの

※同一事業で複数の申請は認められません。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の全額とし、5万円を限度とします。

※1,000円未満の端数がある時は、その額を切り捨てた額になります。

6 提出書類

申請時には以下の全ての書類を受付期間内に提出してください。

※受付時に申請内容をヒアリングさせていただきます。

- ① 大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号（その2））
 - ③ 収支予算書（様式第3号（その2））
 - ④ 見積書 ※対象経費のみ
 - ⑤ 誓約書兼同意書（様式第6号）
 - ⑥ 代表者の市税完納証明書 ※個人住民税・県民税が非課税となる方は課税証明書
- ※その他の書類等について、必要に応じて提出を求める場合がございます。

7 補助の対象となる経費

補助の対象となる主な経費は以下の一覧のとおりです。

※見積書の添付が必要です。

費目	内容	留意事項
通信運搬費	・ 楽器、作品等運搬費 ・ 事業開催に直接必要な郵便料等	切手のみの購入で用途が不透明な場合は、対象外となります。
使用料および賃借料	・ 会場使用料（当日・前日リハーサル）、 付帯器具設備使用料、著作権使用料、 音響機器リース代等	練習時に使用する会場費等は対象外となります。

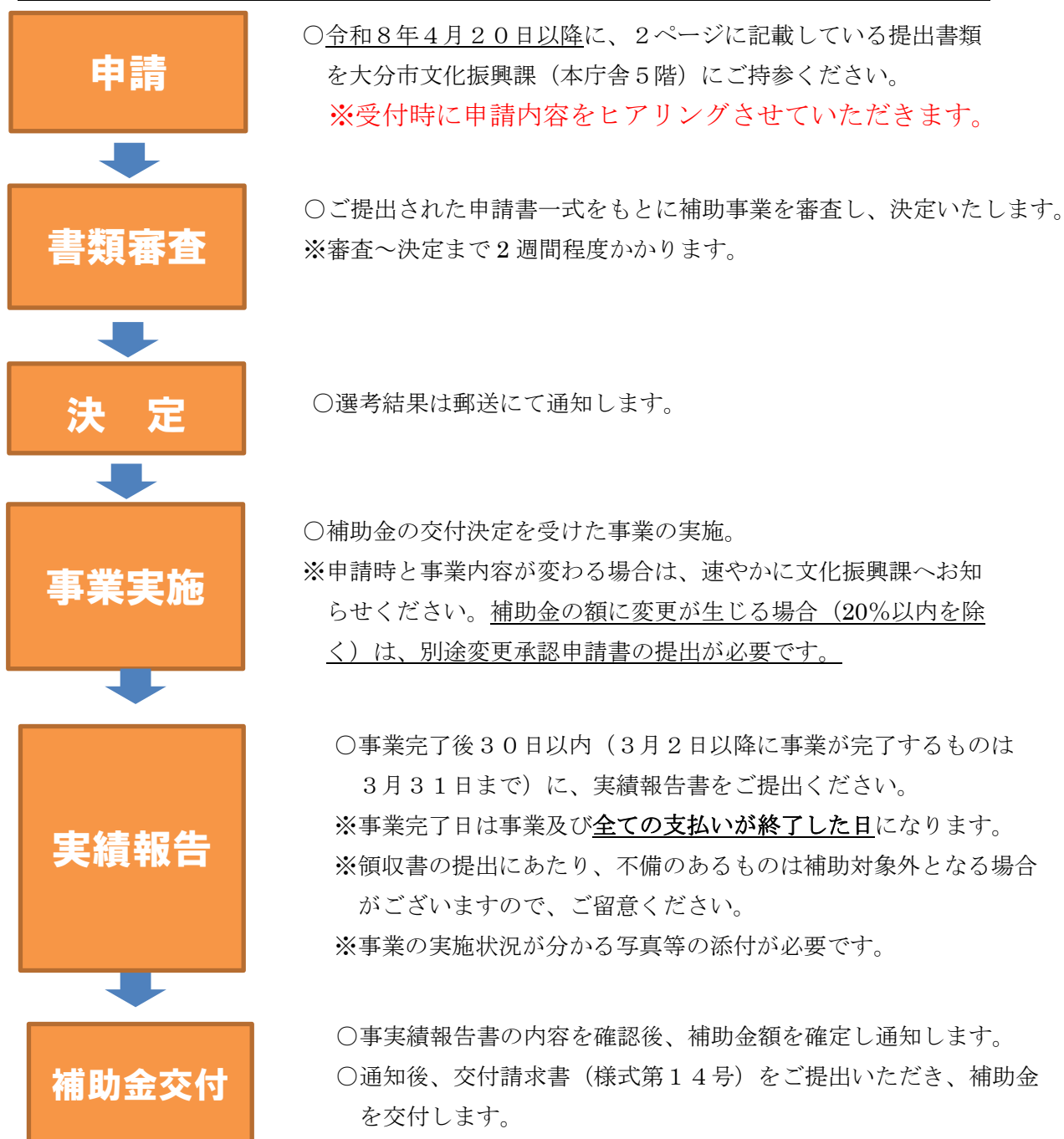
【補助の対象とならない経費】

- ・ 事業のため以外に使用する施設使用料
- ・ 振込手数料
- ・ 領収書に不備のあるもの
- ・ その他市長が適当でないと認めるもの

※補助金の対象経費は原則として、**補助金交付決定通知後に支払う経費**が対象となります。
ただし実施日における会場使用料及び付帯器具設備使用料は、補助金交付決定通知前でも補助対象となる場合がございますので、ご相談ください。

※切手代は、実績報告時にどの用途で使用したかわかる資料を提出していただきます。

8 申請から補助金交付までの流れ



9 アンケートの協力について

補助金交付決定後、アンケートにご協力ください。

10 Q&A

1. 広く市民を対象とは

団体構成のみでの鑑賞や、家族、知人のみしか参加できない事業等ではなく、幅広い市民の参加が期待できる事業が補助対象となります。

2. POART 登録アーティストのみが参加するイベントでなければ補助対象としないのか。

主催者または企画・運営の核となる個人・団体が「POART 登録アーティスト」であり、かつ1組以上の登録アーティストが参加するイベント等が対象です。

なお、申請者の名義が異なっても、実質的な企画・運営メンバー（登録アーティスト）が既に申請された他の事業とほぼ同一とみなされる場合は、重複申請とみなされ補助対象外となる場合があります。

3. POART に登録予定でも申請可能か。

本補助金の申請前に、POART サイトへ登録申請いただければ、登録予定として申請可能です。（POART サイトへの登録には審査を要するため2週間程度かかります。）

4. 補助対象とならない他の補助金とは

国、県、市、他団体等からの補助金を指します。

5. 市や国・県との共催事業は補助対象となるのか

行政との共催事業は対象外となります。なお、後援事業の場合は補助対象となります。

6. 練習会場の使用料等は補助対象経費となるのか

会場使用料等の練習に要する経費は認められません。

ただし、前日等に行うリハーサルにおける使用料は補助対象となります。

7. 諸事情により、申請時から事業内容や事業費が変わる場合は

事業の内容又は予算に変更が生じる場合は、大分市文化振興課へ事前にご連絡下さい。

事業費が申請時の予定を超えてしまった場合、交付決定額を超える補助金の交付はできません。

事業費が下回った場合は、それに合わせて交付決定額から減額いたします。20%以上の減額が生じる場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

8. 何団体くらい補助金が交付されるのか

事業の予算内にて交付件数を決定いたします。（1年度に約8件予定）

9. 補助金の事前の概算払いは可能ですか

支払いは、事前の概算払いではなく、事業完了後の精算払いとなります

記入例

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 POART アンサンブル
代表 大分 一郎
連絡先 000-1111-1111

（法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

担当者 大分 太郎

連絡先 000-2222-2222

大分市文化・芸術活動推進補助金の交付を受けたいので、大分市文化・芸術活動推進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 団体名又は個人名 POART アンサンブル
(POART 登録アーティスト名)

2 事業の目的及び内容

目的：コンサートを通して、西洋音楽発祥の地である大分市の音楽文化の周知及び文化振興を図るため。

内容：幅広い世代が楽しめる2部構成の吹奏楽によるコンサート

3 補助対象経費 108,640 円

4 補助金交付申請額 50,000 円 ※1,000 円未満切り捨て

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書

(4) 誓約書兼同意書（様式第6号）

(5) 代表者の市税完納証明書 ※個人住民税・県民税が非課税となる方は課税証明書

事業計画書

事業（イベント） の名称	〇〇コンサート
実施時期	令和8年10月10日（土曜日）
場所・会場	コンパルホール 文化ホール
事業内容	2部構成の合奏コラボレーションを行うことで、今まで当団体だけでは演奏できなかった演目にチャレンジし、来場者に迫力ある吹奏楽の魅力をお届けします。
事業実施までの スケジュール	<p>令和8年6月中旬 チラシ等広報物制作</p> <p>8月末 チケット販売開始</p> <p>10月9日 リハーサル</p> <p>10月10日 本番</p>

1,000円未満切り捨て

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	内 訳 ・ 内 容
補助金	48,000 円	
入場料収入	60,000 円	2,000 円 × 30 人 = 60,000 円
その他収入	30,000 円	協賛金
自己負担金	222,000 円	
合 計	360,000 円	

補助対象経費は必ず項目ごとに記載し、見積書等積算根拠が分かる資料を添付してください。

2 支 出

項 目	予 算 額	内 訳 ・ 内 容
通信運搬費	10,000 円	楽器運搬費：10,000 円
使用料及び 賃借料	38,640 円	会場使用料：28,640 円 付帯器具設備使用料：10,000 円
その他支出	311,360 円	アーティスト謝礼、広報、会場設営等
合 計	360,000 円	

※収支は一致します。

※事業実施後、収入が支出を上回る際は、補助の対象とならない場合があります。

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分市長 殿

[法人その他の団体にあつては、事務所所在地]

住 所 大分市荷揚町2番31号

団 体 名 POART アンサンブル

[法人その他の団体にあつては、団体代表者本名]

氏 名 代表 ^(ふりがな) おおいた いちろう 大分 一郎

連 絡 先 000-1111-1111

生年月日 平成2年 1 月 16 日 (男・女)

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ない旨の誓約をお願いしています。

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 POART アンサンブル
代表 大分 一郎
連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎
連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・芸術活動推進補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市文化・芸術活動推進補助金交付要綱第7第1項の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 変更の内容 | 会場使用料の減 |
| 2 変更の理由 | 会場使用日の変更による |
| 4 補助対象経費の額 | 変更前 108,640 円
変更後 100,000 円 |
| 4 補助金交付申請額 | 変更前 48,000 円
変更後 40,000 円 |
| 5 添付書類 | ・ 収支予算書（変更前）
・ 収支予算書（変更後） |

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 POART アンサンブル
代表 大分 一郎
連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎
連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・
芸術活動推進補助金については、その事業を完了したので、大分市文化・芸術活動推
進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業完了年月日 令和8年11月10日

全ての支払いが
完了した日

2 添付書類

- (1) 結果報告書（様式第11号（その2））
- (2) 収支決算書（様式第12号（その2））
- (3) チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物
等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

結 果 報 告 書

<p>事業（イベント） の名称</p>	<p>〇〇コンサート</p>
<p>実施時期</p>	<p>令和8年10月10日（土曜日）</p>
<p>場所・会場</p>	<p>コンパルホール 文化ホール</p>
<p>事業内容・成果</p>	<p>ゲストアーティストによる演奏は、団体員にとってとても勉強になるものであるとともに、来場者に質の高い演奏を観覧していただき、吹奏楽の魅力のアピールすることができた。</p> <p>さらに、幅広い世代の楽曲を演奏することで、子供から年配者の方へ楽しんでもらえる内容となり、吹奏楽を身近に感じていただくことができた。</p> <p>会場費や楽器運搬費の助成により、ゲストの招聘を計画することができ、非常に助かった。</p> <p>また、音楽文化の発信、団体構成員のレベルアップとモチベーションの向上を図る良い機会となったため、今後の事業に活かしていきたい。</p>

収 支 決 算 書

1 収 入

項 目	決 算 額	内 訳 ・ 内 容
補助金	48,000 円	
入場料収入	110,000 円	2,000 円×55 人=110,000 円
その他収入	30,000 円	協賛金
自己負担金	127,000 円	
合 計	315,000 円	

必ず領収書を添付してください。
※補助対象経費のみ

2 支 出

項 目	決 算 額	内 訳 ・ 内 容
通信運搬費	10,000 円	楽器運搬費：10,000 円
使用料及び 賃借料	38,640 円	会場使用料：28,640 円 付帯器具設備使用料：10,000 円
その他支出	266,360 円	アーティスト謝礼、広報、会場設営等
合 計	315,000 円	

※収支は一致します。

※事業実施後、収入が支出を上回る際は、補助の対象とならない場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎 5階）

提出方法：必要書類を直接持参（提出時間：平日 8時30分～12時、13時～17時15分）

連絡先：TEL 097-537-5663 メール bunkoku@city.oita.oita.jp